

平成 30 年 9 月 7 日
高木証券株式会社

北海道胆振地方中東部で発生 of 自然災害に対する金融上の措置について

平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震にかかる災害により被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震にかかる災害による被害により災害救助法が適用された地域にお住まいの皆さまに対し、以下の通り可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援させていただきます。

- ・ 届出印や高木カードを紛失された皆さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・ お預かり有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払申出があった場合 of 可能な限りの便宜措置

【適用市町村】

| 県名 | 市区町村名 |
|-----|--------------|
| 北海道 | 北海道内 179 市町村 |

なお、本件につきましては、お取引部店または、「お客様相談室」（フリーダイヤル：0120-8625-30 平日：9:00～17:00）までお問合せ下さい。

以上